

かいご ほうかつがたきょうどうせいかつえんじょ
介護サービス包括型共同生活援助

りょうけいやくしょ
利用契約書

グループホームあゆみハイツ

グループホーム^{だいに}第二わかばハイツ

かいごさーびすほうかつたきょうどうせいかつえんじょりょうけいやくしょ
介護サービス包括型共同生活援助利用契約書

さまいかにゆうきよしゃ いりょうほうじんわこうかい
様（以下「入居者」といいます）と医療法人和光会グループホームあゆみ

だいにいかじぎょうしゃにゆうきよしゃ
ハイツ・グループホーム第二わかばハイツ（以下「事業者」という。）は、入居者がグループホームにお
じぎょうしゃ ていきょうしょうがいしゃそうごうしえんほうもとくんれんとうきゅうふないかいごほうかつた
いて、事業者から提供される障害者総合支援法に基づく訓練等給付内の介護サービス包括型
きょうどうせいかつえんじょいかうりょうりょうきんしはら
共同生活援助（以下「グループホームサービス」といいます）を受け、それに対する利用料金を支払う
つぎけいやくいかほんけいやくていけつ
ことについて、次のとおり契約（以下「本契約」といいます）を締結します。

だいじょうけいやくもくてき
第1条（契約の目的）

ほんけいやくしょうがいしゃそうごうしえんほうもとくんれんとうきゅうふないかいごほうかつたきょうどうせいかつえんじょ
本契約は、障害者総合支援法に基づく訓練等給付内の介護サービス包括型共同生活援助につい
にゆうきよしゃちいきせいかつくんれんつうかしせつしえんじぎょうしゃていきょう
て、入居者の地域における生活訓練通過施設として支援し、事業者が提供するグループホームサー
ないよう にゆうきよしゃしはらりょうきんかんけいめいかくにゆうきよしゃじぎょうしゃそうほうりかいごうい
ビスの内容と入居者が支払うべき料金との関係を明確にし、入居者と事業者の双方の理解と合意
ていきょうもくてき
のもとにグループホームサービスが提供されることを目的とします。

だいじょうぐるーぶほーむさーびす
第2条（グループホームサービス）

じぎょうしゃべっしじゅうようじこうせつめいしよさだないよう にゆうきよしゃていきょう
事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のグループホームサービスを入居者に提供す
るものとします。

だいじょうにゆうきよきかん
第3条（入居期間）

にゆうきよきかんしゃかいせいかつじゅんびきかんじゅんびととのしだいたいきよしえんいこうしゃかいせいかつじゅんびないよう
入居期間は社会生活準備期間とし、準備が整い次第退去支援に移行します。社会生活準備の内容
こべつしえんけいかくぐたいてきめいきけいかくそしえん
は個別支援計画として具体的に明記され、計画に沿って支援していきます。

こべつしえんけいかく もくひょう にゆきよ げげつ げげつ いご がげつごと ひょうか たっせい じてん しゃかいせいかつ
個別支援計画の目標を入居1ヶ月、3ヶ月、以後3ヶ月毎に評価し、達成された時点で社会生活
じゅんぴ ととの こと
準備が整った事とします。

こべつしえんけいかく ちょうきもくひょう にゆうきよ ねん せつてい もくひょう たっせい じてん ねん
個別支援計画の長期目標は入居1年をめぐりに設定されますが、目標が達成された時点で1年を
ま たいきよ ねん もくひょう たっせい ばあい しゃかいせいかつじゅんぴけいぞく うむ けんとう
待たず退去となります。また、1年で目標が達成されない場合は、社会生活準備継続の有無を検討
しゃかいせいかつじゅんぴ けいぞく だとう はんだん ばあい しえん えんちょう おこ けいぞくふか はんだん
し、社会生活準備の継続が妥当と判断された場合は支援の延長を行い、継続不可と判断された
ばあい たいきよしえん いこう しえん えんちょう ねん
場合は退去支援に移行します。ただし、支援の延長は1年とします。

れいがい しゃかいせいかつじゅんぴしえんちゆう しょうじょう さいねん にゆういんちりょう おこな ばあい たいいんご あら
例外として、社会生活準備支援中に症状が再燃し入院治療を行った場合は退院後から新た
しえんかいし いま しえんきかん せきさん
に支援開始としますので、今までの支援期間は積算されません。

だい じょう こべつしえんけいかく さくせい 第4条 (個別支援計画の作成)

じぎょうしゃ にゆうきよしゃ こべつしえんけいかく さくせい もと ていきょう
1. 事業者は、入居者の個別支援計画を作成し、これに基づいたグループホームサービスを提
するものとします。

ぜんこう こべつしえんけいかく じぎょうしゃ つぎ かくごう ぎょうむ さーびす かんりせきにんしゃ おこな
2. 前項の個別支援計画について、事業者は次の各号の業務をサービス管理責任者に行
わたせるものとします。

にゆうきよしゃ かいけつ かだい はあく にゆうきよしゃ いこう ふ うえ
(1) 入居者について解決すべき課題を把握し、入居者の意向を踏まえた上で、グループホー
ムサービスの目標及びその期間、サービスの内容、サービスを提
供する上での留意点な
も こ こべつしえんけいかく にゆうきよまえ さくせい
どを盛り込んだ個別支援計画を、入居前に作成するものとします。

ぜんこう こべつしえんけいかく ないよう する しょめん にゆうきよしゃ こうふ せつめい ないよう
前号の個別支援計画については、その内容を記した書面を入居者に交付・説明し内容の
かくにん きめい う
確認ならびに記名を受けるものとします。

こべつしえんけいかく もと ていきょう せいか げつごと ひょうか にゆうきよしゃ ようせい
(2) 個別支援計画に基づくサービス提供の成果については3ヶ月毎に評価し、入居者の要請
ばあい じぎょうしゃがわ ひつよう はんだん ばあい つどひょうか
があった場合や事業者側が必要と判断した場合には、その都度評価するものとします。

- ぜんごう ひょうか けっか こべつしえんけいかくへんこう ひつよう はんだん ばあい にゅうきょしゃ きょうぎ
- (3) 前号の評価の結果、個別支援計画変更の必要があると判断した場合は、入居者と協議し
- けいかく へんこう ないよう する しょめん にゅうきょしゃ こうふ せつめい ないよう
- て、計画を変更することにし、その内容を記した書面を入居者に交付・説明し、内容の
- かくにん しょめい う
- 確認ならびに署名を受けるものとします。

だい じょう りょうりょうきん

第5条 (利用料金)

- じぎょうしゃ ていきょう あ にゅうきょしゃ たい とうがい
1. 事業者は、グループホームサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者に対し、当該サー
- ないようおよ ひよう せつめい にゅうきょしゃ どうい え
- ビスの内容及び費用について説明し、入居者の同意を得るものとします。
- にゅうきょしゃ たいか しちようそん さだ ていりつふたながくおよ くんれんとうきゅうふひ
2. 入居者は、グループホームサービスの対価として市町村が定める定率負担額及び訓練等給付費
- たいしょうりょうきん じぎょうしゃ しはら
- 対象料金を事業者に支払うものとします。
- にゅうきょしゃ ほんにん きぼう くんれんとうきゅうふひたいしょうがいさ ー び す ていきょう たいか べっし じゅうよう
3. 入居者は、本人の希望による訓練等給付費対象外サービス提供の対価として、別紙「重要
- じこうせつめいしょ さだ りょうりょうきん じぎょうしゃ しはら
- 事項説明書」に定める利用料金を事業者に支払うものとします。
- じぎょうしゃ くんれんとうきゅうふひたいしょうがいさ ー び す しよう ひよう ぶっか へんどう ほか りゅう そうとう
4. 事業者は、訓練等給付費対象外サービスに要する費用を、物価の変動その他の理由により相当
- がく かいてい できる かいてい ばあい べっし じゅうようじこうせつめいしょ
- な額に改定することが出来るものとします。なお、改定した場合は別紙「重要事項説明書」に
- むねきさい
- その旨記載するものとします。
- だい こう だい こう りょうりょうきん つき たんい にゅうきょしゃ つき しょにち
5. 第2項および第3項の利用料金のうち、月を単位とするものについては、入居者が月の初日
- いがい ひ がいとうさ ー び す りょう かいし ばあい つき まつじついがい ひ りょう しゅうりょう
- 以外の日に該当サービスの利用を開始した場合、あるいは、月の末日以外の日に利用を終了し
- ばあい がいとうづき こよみにつう き そ りょうにつう わりあい けいさん がく しはら
- た場合は、該当月の暦日数を基礎として、利用日数の割合で計算した額を支払うものとします。

だい じょう りょうりょうきん しはら など

第6条 (利用料金の支払い等)

- じぎょうしゃ とうげつ りょうりょうきんごうけいがく せいきゅうしょ よくげつ にち にゅうきょしゃ そうふ
1. 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書を、翌月15日までに入居者に送付するものと

やちん とうげつばら
します（ただし家賃のみは当月払いとします）。

にゆうきよしゃ ぜんこう せいきゆう りようりょうきん ごうけいがく よくつき にち しはら
2. 入居者は、前項により請求のあった利用料金の合計額を、翌月20日までに支払うものと
します。

くんれんとうきゆうふひたいしょうがいさ ーびす ひよう にゆうきよしゃこじん しょうひ つどせいさん
3. 訓練等給付費対象外サービスでその費用が入居者個人の消費にかかるものは、その都度精算
するものとします。

だい じょう じぎょうしゃ ぎむ 第7条（事業者の義務）

じぎょうしゃ にゆうきよしゃ にんげん そんげん おも しせい けんじ とも ほうりつおよ じぎょうしゃ さだ
事業者は、入居者の人間としての尊厳を重んじる姿勢を堅持すると共に、法律及び事業者の定め
た諸規程を遵守し、事業者としての義務を果たします。

だい じょう じぎょうしゃ ぎむ 第8条（事業者の義務）

じぎょうしゃ ていきよう あ にゆうきよしゃ ちいきせいかつ む しえん はいりよ
1. 事業者は、サービスの提供に当たって、入居者の地域生活に向けての支援に配慮するものと
します。

じぎょうしゃ つね にゆうきよしゃ けんこう ちゅうい とも にゆうきよしゃ たいちょう・けんこうじょうたい ひつよう
2. 事業者は、常に入居者の健康に注意すると共に、入居者の体調・健康状態からみて必要な
ばあい いし れんけい にゆうきよしゃ ちょうしゅ かくにん おこな ひつよう じっし
場合には、医師と連携し、入居者からの聴取・確認を行ったうえで、必要なサービスを実施
するものとします。

じぎょうしゃ にゆうきよしゃ たい ていきよう きろくなど さくせい
3. 事業者は、入居者に対するグループホームサービスの提供について記録等を作成し、それを
じぎょうしゃ さだ ぶんしょとりあつかいきてい きてい あいだほかん にゆうきよしゃ せいきゆう おう えつらん
事業者が定める文書取扱規程で規定する間保管し、入居者の請求に応じてこれを閲覧さ
せ、複製物を交付するものとします。

じぎょうしゃ にゆうきよしゃ ほご じゅうぶん はいりよ
4. 事業者は、入居者のプライバシーの保護について、十分な配慮をするものとします。ただし、
じっしおよ あんぜんえいせいじょう かんり ひつよう みと ばあい
グループホームサービスの実施及び安全衛生上の管理の必要があると認められる場合、

にゆうきよしゃ じぎょうしゃおよび しょくいん きよしつ た い ひつよう そち と みと
入居者は、事業者及び職員が居室などに立ち入り、必要な措置を取ることを認めるものと
します。

だい じょう しゅひぎむ
第9条 (守秘義務)

じぎょうしゃ せいとう りゆう ばあい のぞ にゆうきよしゃ かぞく こじんじょうほう ほか も
1. 事業者は、正当な理由がある場合を除き、入居者またはその家族の個人情報^を他に漏らさな
ぎむ お
い義務を負うものとします。

じぎょうしゃ しょくいん たいしょくご ざいしょくちゆうし え にゆうきよしゃ かぞく こじんじょうほう も
2. 事業者は、職員が退職後、在職中知り得た入居者またはその家族の個人情報^を漏らすこ
ひつよう そち こう
とのないように必要な措置を講じるものとします。

だい じょう にゆうきよきそく じゅんしゅ
第10条 (グループホーム入居規則の遵守)

にゆうきよしゃ にゆうきよきそく まも つと
入居者は、グループホーム入居規則を守るよう努めます。

だい じょう にゆうきよしゃ りようじょう ちゆういぎむなど
第11条 (入居者のグループホーム利用上の注意義務等)

にゆうきよしゃ ほんらい ようと したが りよう
入居者は、グループホームをその本来の用途に従って、利用するものとします。

りよう きそく べつしにゆうきよきそく きさい
※ 利用における規則は、別紙入居規則に記載。

だい じょう せんがいばいしょう
第12条 (損害賠償)

にゆうきよしゃ こい かしつ じぎょうしゃ せんがい あた むだん びひん けいじょう へんこう
入居者は、故意または過失により事業者に損害を与え、または無断で備品の形状を変更したと
せんがい べんしょう げんじょう ふく せきむ お
きは、その損害を弁償し、または原状に復する責務を負うものとします。

せんがいばいしょう がく にゆうきよしゃほんにん しんしん じょうきよう こうりよ げんめんで き
なお、損害賠償の額は入居者本人の心身の状況を考慮して減免出来るものとします。

だい じょう けいやく しゅうりょうじゆう
第13条 (契約の終了事由)

にゆうきよしゃ じぎょうしゃ つぎ かくごう がいとう ばあい ほんけいやく しゅうりょう
入居者または事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了するものとします。

- (1) にゆうきよしゃ しぼう ばあい
入居者が死亡した場合。
- (2) じぎょうしゃ かいさんめいれい う ばあい はさん ばあい え りゆう
事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない理由によりグループホームを閉鎖した場合。
- (3) じぎょうしゃ めつしつ じゅうだい きそん ていきょう ふかのう ばあい
事業者の滅失や重大な毀損により、グループホームサービスの提供が不可能になった場合。
- (4) じぎょうしゃ きょうどうせいかつえんじよじぎょうしよ してい と け ばあい してい じたい ばあい
事業者が共同生活援助事業所の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
- (5) だい じょう だい じょう もと ほんけいやく けいやく ばあい
第14条もしくは第15条に基づき本契約が解約された場合。

だい じょう にゆうきよしゃ けいやくかいやく
第14条 (入居者からの契約解約)

にゆうきよしゃ ひいじょう よこくきかん ぶんしよ じぎょうしゃ つうち けいやく かいやく
入居者は、14日以上予告期間において文書で事業者に通知することによりこの契約を解約することができる。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することが出来るものとします。

- (1) じぎょうしゃ せいとう りゆう ていきょう ばあい
事業者が正当な理由なくグループホームサービスを提供しない場合。
- (2) じぎょうしゃ だい じょう さだ しゅひぎむ いはん ばあい
事業者が第9条に定める守秘義務に違反した場合。
- (3) じぎょうしゃ こい かしつ にゆうきよしゃ しんたい ざいぶつ しんようなど きず いちじる ふしん
事業者が故意または過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけたり、著しい不信行為があったとき、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- (4) た にゆうきよしゃ にゆうきよしゃ しんたい ざいぶつ しんようなど きず きず おそ
他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、もしくは傷つける恐れがあるにもかかわらず、事業者が適切な対応を取らない場合。

だい じょう じぎょうしゃ けいやくかいじょ
第15条 (事業者からの契約解除)

じぎょうしゃ え りゆう ばあい にちいじょう よこきかん ぶんしょ つうち
事業者は、やむを得ない理由がある場合には14日以上予告期間をおいて文書で通知することにより

けいやく かいやく つぎ じゅう がいとう ばあい ぶんしょ つうち
この契約を解約することができるものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知す
るにより、直ちに本契約を解約することが出来るものとします。

にゅうきょしゃ けいやくていけつじ しんしん じょうきょうおよ びょうれきなど じゅうようじこう こい
(1) 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこ

つ ふじつ こくち おこな けつかほんけいやく けいぞく じゅうだい じじょう しょう
れを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生
じさせた場合。

だい じょう もと にゅうきょしゃ じぎょうしゃ しはら りょうりょうきん
(2) 第5条に基づき入居者が事業者に支払うべきグループホームサービスの利用料金を2

かげつじょうたいのう ばあい
ヶ月以上滞納した場合。

にゅうきょしゃ いりょうきかん にゅういん あき かげつない たいいん みこ ばあい
(3) 入居者が医療機関に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院の見込みがない場合、または

にゅういんご かげつけいか たいいん あき ばあい かげつ こ
入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。ただし、3ヶ月を超えた
時点で、向こう1ヶ月以内で退院する見込みがある場合は、この限りではない。

にゅうきょしゃ にゅうきょきそく きんしじこう いはん ばあい
(4) 入居者が入居規則の禁止事項に違反した場合

だい じょう けいやく しゅうりょう ともなうえんじょ
第16条 (契約の終了に伴う援助)

ほんけいやく しゅうりょう にゅうきょしゃ たいしょ ばあい にゅうきょしゃ きぼう じぎょうしゃ
本契約が終了し、入居者がグループホームを退所する場合には、入居者の希望により、事業者

にゅうきょしゃ しんしん じょうきょう お かんきょうなど かんあん えんかつ たいしょ ひつよう いか えんじょ
は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を

すみ おこな だい じょう けいやくかいじょ かげ
速やかに行うものとします。ただし、第15条による契約解除については、この限りではない。

かていふつき たんしんせいかつ えんじょ
(1) 家庭復帰や単身生活の援助。

た どう しょうかい
(2) 他グループホーム等の紹介。

(3) その他の保健医療サービス、福祉サービスの提供者の紹介。

だい じょう きよしつ あ わた せいさん
第17条 (居室の明け渡しと精算)

ほんけいやく しゅうりょう ばあい にゆうきよしや ていきょう たい
本契約が終了する場合において、入居者はそれまでに提供されたグループホームサービスに対
だい じょう もと りようりょうきんしはら ぎむおよ た じょうこう もと ぎむ りこう うえ きよしつ あ
する第5条に基づく利用料金支払い義務及びその他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明
わた
け渡すものとします。

だい じょう ざんちぶつ ひきわた など
第18条 (残置物の引渡し等)

- じぎょうしや ほんけいやく しゅうりょう あと にゆうきよしや ざんちぶつ ばあい にゆうきよしや
1. 事業者は、本契約が終了した後において、入居者の残置物がある場合、入居者、または
だいにんなど むね れんらく
代理人等にその旨を連絡するものとします。
- にゆうきよしや だいにんら ぜんこう れんらく う のち ただ ざんちぶつ ひきと おこな
2. 入居者または代理人等は、前項の連絡を受けた後、直ちに残置物の引取りを行うものとしま
れんらくび ざんちにつうぶん やちん ちょうしゅう
す。連絡日より残置日数分だけの家賃を徴収させていただきます。
- じぎょうしや ざんちぶつひきとり れんらくご しゅうかん す にゆうきよしや だいにんなど ざんちぶつ ひ
3. 事業者は、残置物引取りの連絡後2週間を過ぎても、入居者または代理人等が残置物を引き
と ばあい じぎょうしょ しょぶん さい ひよう にゆうきよしや だいにん
取らない場合は、事業所が処分いたします。その際の費用については、入居者もしくは代理人
ふたん
が負担するものとします。

だい じょう くじょうかいけつ
第19条 (苦情解決)

- じぎょうしや ていきょう かん にゆうきよしやなど くじょう たい くじょう
1. 事業者は、提供したグループホームサービスに関する入居者等からの苦情に対して、苦情
かいけつ かん きそく くじょう う っ まどぐちなど せっち てきせつ たいしょ
解決に関する規則にもとづき、苦情を受け付ける窓口等を設置して適切に対処するものとしま
す。
- じぎょうしや にゆうきよしやまた だいにんなど くじょう もう た ばあい りゆう ふとう あつか
2. 事業者は、入居者又は代理人等が苦情を申し立てた場合、これを理由とする不当な扱いは

いっさい
一切しないものとします。

だい じょう だいにん
第20条 (代理人)

1. 事業者は、入居者に対し、代理人を立てることを求めるものとします。ただし、社会通念上、これが出来ない相当の理由があると認められる場合は、当法人の代表者が引き受けるものとします。この場合、第18条の2項、3項、第20条の2項、3項の(2)についての責任を負わないものとします。
2. 代理人は、本契約にもとづき入居者の債務(家賃滞納・違反行為・迷惑行為などにより発生する責任負担や、退居後の残置物に伴う超過家賃)を負うときは、入居者と連帯して履行の責任を負うものとします。
3. 代理人は、前項の義務のほか、次の各号の責任を負うものとします。

(1) 入居者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するよう

に事業者に協力すること。

(2) 第13条第2号以下の各号のいずれかに該当して契約が終了した場合、事業者と

連携して入居者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。

(3) 入居者が死亡した場合の遺体の引き取り、遺留金品の処理その他必要な措置。

だい じょう きょうぎじこう
第21条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その

他諸法令の定めるところに従い、入居者と誠意をもって協議するものとします。

だい じょう ぼうりょく

第22条（暴力・ハラスメント）

りようしゃ かぞく とうじぎょうしょ しょくいんとう たい ほんけいやく けいぞく ふせいこうい はいしんこうい おこな
利用者やその家族が当事業所の職員等に対して、本契約を継続しがたい不正行為、背信行為を行

ばあい ばあい
った場合には、この利用契約を解除することができる。

じょうき けいやく しょう ほんしょ つう さくせい にゅうきよしゃおよ だいにん じぎょうしゃ きめいおういん うえ かく1つう
 上記の契約を証するため、本書2通を作成し、入居者及び代理人と事業者が記名押印の上、各1通

ほゆう
 を保有するものとします。

れいわ ねん がつ にち
 令和 年 月 日

じぎょうしゃ
 事業者

しよざいち 所在地	ふくおかけんた がわ しおおあざなつよし142ばんち 福岡県田川市大字夏吉142番地
ほうじんめい 法人名	いりょうほうじん わこうかい 医療法人 和光会
だいはりょうしゃめい 代表者名	りぢちよう はやしだ たかはる 印 理事長 林田 隆晴
じぎょうしよめい 事業所名	グループホーム あゆみハイツ・グループホーム だいに 第二わかばハイツ
せつめいしゃ 説明者	印

りようしゃ
 利用者

じゅう しょ 住 所	
し めい 氏 名	印

こうけんいん かぞくとう
 後見人・家族等

じゅう しょ 住 所	
し めい 氏 名	印
ぞく がら 続 柄	

(改定日)

平成 18 年 10 月 01 日

平成 25 年 07 月 01 日

平成 26 年 11 月 01 日

平成 28 年 09 月 01 日

令和 01 年 05 月 01 日

令和 04 年 03 月 01 日

令和 06 年 04 月 01 日

令和 07 年 07 月 01 日